

2024年8月

受益者の皆様へ

ピクテ・ジャパン株式会社

「ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(毎月決算型)為替ヘッジコース」  
(愛称: 円の贈り物)  
信託終了(繰上償還)(予定)のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社ではこのたび、追加型証券投資信託「ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(毎月決算型)為替ヘッジコース」(愛称: 円の贈り物)(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり、2024年11月14日をもって信託を終了させていただき予定といたしましたのでお知らせいたします。

なお、このお知らせは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)の規定に基づき、法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただきたくものですのでご了承ください。

敬白

記

## 1. 信託の終了を予定している理由

受益権口数が投資信託約款に定められた口数(10億口)を下回っているため、投資信託約款の規定に基づき信託を終了するものです。信託終了の予定日は2024年11月14日です。

## 2. 信託終了の手続きおよび日程

① 新聞公告日(日本経済新聞朝刊)	2024年8月16日
② 異議申立期間	2024年8月19日から2024年10月2日まで
③ 信託終了の是非決定日	2024年10月3日
④ 信託終了(償還)日(予定)	2024年11月14日

2024年8月19日現在の受益者は、上記②の異議申立期間中に投信法第32条の規定に基づき、ピクテ・ジャパン株式会社(以下「委託会社」といいます。)に対し、書面により、この信託の終了に関するご異議を述べることができます。

なお、この信託終了にご異議のない場合、お手続きは一切必要ございません。

異議お申立ての受益者の受益権の合計口数が、2024年8月19日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、予定どおり2024年11月14日をもって当ファンドの信託を終了します。

異議お申立ての受益者の受益権の合計口数が、2024年8月19日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合には、信託の終了は行いません。この場合、信託の終了を行わない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告いたします。

なお、当ファンドの運用は、信託財産の規模および残存期間等により委託会社が運用上必要と判断した際には、コール・ローン等の金融商品で運用する場合があります。当該金融商品で運用を行っている場合においても、金融市場の動向や当ファンドにかかる信託報酬・費用等の影響により基準価額が変動することがあります。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## ●異議お申立ての方法について

予定しております信託の終了に対し、ご異議のある受益者の方は、封書等の書面に以下の内容をご記入の上、以下の宛先に2024年10月2日までに必着のご郵送にて異議をお申立てください。

※この信託の終了にご異議のある方のみお手続きください。ご同意いただける方は、特にお手続き  
いただく必要はございません。

(1)宛先 〒100-6921 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル  
ピクテ・ジャパン株式会社 異議申立受付窓口宛て

(2)ご記入いただく内容

①ご住所 ②ご氏名(署名、押印) ③電話番号(日中連絡先) ④ファンド名「ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(毎月決算型)為替ヘッジコース」⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号、保有口数\* ⑥信託の終了について反対する旨

\*当ファンドに関し、複数口座をお持ちの方は、保有するすべての取引店名、口座番号、保有口数をご記入ください。保有口数は2024年8月19日現在で、2024年8月15日までに取得のお申込みの受付がなされた受益権口数を含みます。口座番号、保有口数などがご不明の場合は、取扱販売会社の窓口までお問い合わせください。

※上記の記入内容に不備等がある場合には、ご異議のお申立てを受付けられない場合がありますのでご注意ください。

※ご異議をお申立ての受益権口数の確認を目的として、取扱販売会社に対して口数等の確認を行う場合があります。その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

### ●異議お申立ての受益者の買取請求手続きについて

異議お申立ての受益者の受益権の合計口数が、2024年8月19日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、信託の終了が決定した場合には、異議お申立ての受益者は、以下の手続きにより、取扱販売会社から委託会社を経由して三井住友信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)に対し、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。なお、買取請求をされるか否かは、ご異議を申立てた受益者の任意です。必ず買取請求をしなければならないものではございません。

- ① 買取請求受付期間 2024年10月11日から2024年10月30日まで(受託会社受理分)
- ② 委託会社よりご異議をお申立ての受益者に対し「買取請求のご案内」を発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類の預け入れ
- ⑤ 取扱販売会社から委託会社を経由して受託会社へ買取請求必要書類の送付
- ⑥ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取の実行
- ⑦ 受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお振込み

上記の買取請求は、当ファンドの信託の終了に対してご異議をお申立てられた受益者が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求とは異なります。買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額(受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の解約価額)とします。この手続きによる買取代金のお支払いまでには、事務手続上、通常の一部解約請求よりも日数を要する可能性がありますのでご注意ください。

なお、異議申立期間中、買取請求期間中ともに、信託の終了にご異議を申立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社においては、通常どおりに解約請求のお申込みの受付を行います。

上記の買取請求を行った受益権については、解約請求のお申込みを行うことはできなくなりますので、ご注意ください。

#### 【個人情報の取扱いに関して】

ご異議のお申立てに際して委託会社、取扱販売会社および受託会社へいただいた内容(個人情報)は、このたびの信託終了(繰上償還)に関する異議申立者の受益権口数の管理および買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。個人情報は、個人情報保護方針にしたがって管理されます。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
ピクテ・ジャパン株式会社  
電話番号 03-3212-1805 (受付時間: 委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで)